

平成28年6月24日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領等に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
株式会社三和工業 愛知県岡崎市大門4丁目11-1
- 2 指名停止期間
平成28年6月25日 ~ 平成28年7月24日（1ヶ月間）
- 3 指名停止の理由
株式会社三和工業は、平成28年2月24日付けで下越森林管理署村上支署長が入札執行した「鱸ヶ池水源地域整備事業」において、最も高い評価値で落札予定者となったが、低入札であったため落札を保留し、低入札価格調査を行った後、落札決定を行ったところ、自社の都合を理由に契約の辞退を申し出て契約締結に至らなかった。
これにより、入札、契約事務及びその後の事業実行に遅延を及ぼしたことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

○「工事請負契約指名停止等措置要領」
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官